

三財政第106号  
令和元年10月21日

各部・課長様

財政経営部長

### 令和2年度（2020年度）予算編成事務要領について（通知）

令和2年度予算要求書の作成に当たり、下記事項に留意されるよう通知します。

記

#### 1 一般的事項

- (1) 予算の見積りは、制度の改正が確実に見込めるものを除き原則として現行の制度に基づいて行うこととし、国の予算編成や制度改正の動向等に十分注意を払い、情報を的確に把握して予算編成に反映させること。
- (2) 既存の事業については、行政関与の必要性、民間活力の活用、費用対効果等について総合的に勘案し、各種事業の役割や効果、事業継続の必要性などを検証したうえで、徹底的な合理化を図ること。
- (3) 新規事業の要求においては、後年度の財政負担（ランニングコスト）について十分精査すること。
- (4) 市議会、地域コミュニティ連絡会、地域行政懇談会等において出された意見・提案については、慎重に検討したうえで、予算に反映させること。

#### 2 歳入に関する事項

##### (1) 市税

市税は歳入の根幹をなすものであり、その動向は三島市全体の財政運営を大きく左右するものであるので、経済情勢の推移、税制改正の動向等を見極めるとともに、課税客体の確実な把握に努めるなど、的確な歳入見込みに基づき、最大限の年間収入見込額を計上すること。

なお、税負担の公平を期するため、法令に基づいた適切な滞納処分の強化を図り、収納率については、前年以上の水準を目指すこと。

##### (2) 分担金・負担金

応益負担の主旨を踏まえ、事業内容に応じた負担額の適正化を図り、市税同様に収納率の向上に努めること。

なお、近隣市町と格差があるものについては、早急に見直しを行い、予算に反映させること。

##### (3) 使用料・手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であるため、利

用者一人当たりのコスト計算を行うなど、現況に則した適正な単価の見直しに努めること。

(4) 財産収入

市有財産については、その現状を的確に把握し、効率的な活用に努めること。

また、将来に亘り利用計画のない財産については、適正価格による処分を進め、収入の確保に努めること。

なお、各種基金については確実かつ有利な方法による運用に努め、その運用収益を会計課と協議の上要求すること。

(5) 諸収入

貴重な自主財源となることから、一層の確保に努めること。

なお、受益者が限定される使用料的収入については、現況に則した適正な単価の見直しに努めること。

(6) 市債

市債の元利償還は将来の財政硬直化の要因となるものであることを認識し、要求に当たっては事前に財政課と事業の適債性及び対象範囲の協議を行い、様式 11「起債要求書」を提出すること。

(7) その他の収入

地方自治法の改正に伴い、行政財産を活用できる範囲が拡大しているので、公共施設内における広告や民間への土地・建物の貸付など、新たな財源の確保に努めるとともに、ふるさと納税制度に代わる新たな寄附としてクラウドファンディングの積極的な導入を図ること。

また、スポーツ振興くじや公営競技関係団体による助成など、各種団体の助成制度についても、幅広く情報を収集し活用すること。

### 3 歳出に関する事項

#### 《注意》

会計年度任用職員制度の実施により、嘱託職員の職種の限定、臨時職員の廃止、予算要求費目の変更（7節の廃止など）等があるので、人事課からの指示に従い、漏れ・間違いのないように要求すること。（要求する費目については、従前と同じ細々目とする）

(1) 人件費

ア 報酬

各種委員等については、現行の支給基準により要求することとする。

イ 職員給与費

(ア) 人事課で通知した額とする。

(イ) 時間外勤務手当については、令和元年度当初予算で配当した時間外勤務手当の額、若しくは令和2年度給料額の7%、いずれか低い額を限度とする。

なお、特別の事情がある場合には、様式 9「時間外勤務手当予算要求説明書」を提出すること。

各課長はリーダーシップを発揮して、事務処理方法の見直しなどにより、節減に努めること。

## (2) 物件費

### ア 賃金

会計年度任用職員制度の実施により、臨時職員という身分がなくなるため、7節による要求は絶対に行わないこと。

### イ 旅費

(ア) 「昨年行ったので今年も行く」といった安易な考え方をすることなく、出張の目的、必要性等を十分検討し、一人で行くことを原則とする。

(イ) 業務に活かすための先進事例の把握はインターネットや文書照会などによることとし、そのための旅費の要求は認めないこと。

(ウ) 県外で開催される、全国大会を含む各種協議会等への出席は、会長市及び次期会長市以外は認めないこと。

(オ) 要求に当たっては、人事課の通知に留意すること。

・負担金の内訳で「宿泊費」が明らかなものは、旅費で要求すること。

・負担金を伴う旅費は、要求書に「負担金あり」と明記し、旅行目的と負担金の名称を一致させること。

### ウ 需用費・役務費

(ア) 消耗品等の物品については、必要最小限に留めること。

(イ) 食糧費については、簡素・公正な対応に十分留意し、会議等の開催時間、開催方法等合理的な設定を行い、行政執行上必要かつ最小限の範囲内に留めること。

なお、1人700円以内とする。

(ウ) 印刷製本費については、可能な限り府内印刷、府内LAN等を活用することとし、市民全体への周知を目的とする印刷物についても、その内容等により、広報紙やホームページへの掲載などを活用し、経費の節減に努めること。

(オ) 光熱水費については、なお一層の節電・節水等の省エネルギー対策に努め、要求額に反映させること。

(カ) 各課共通の消耗器材、被服費、燃料費、手数料等は、別紙「統一単価表」により積算すること。

### I 委託料

(ア) 施設・設備管理等の委託業務については、安易に前年度実績を踏襲することなく、委託業務の内容を再検討し、人員・日数・回数・業務の範囲等を見直し、必要最小限の委託内容に改め、経費の節減に努めること。

また、年間を通じて統合できる委託については、一本化を図ること。

(イ) 隨意契約により委託している業務については、競争入札の導入を図ること。

また、新規の委託業務については、委託の必要性と内容を十分に検討し、適正な額をもって要求すること。

(ウ) 委託料は、積算根拠、前年度契約実績を要求書に明記すること。

(オ) 施設管理や業務運営などにおいては、民間委託の活用・推進を図ること。

### オ 借地料

個別協議方法によるものは契約見込額を計上し、固定資産税の課税標準額を基準とするものは資産税課に確認するとともに、事前に管財課と協議すること。

(3) 維持補修費

施設維持補修費については、緊急性、必要性等が高いものから実施するなど、計画的な対応を図ること。

(4) 補助費等

ア 報償費

講師謝礼などの単価や実施回数を検討し、徹底した見直しを図ること。

単価については、11 ページの基準単価を参考とすること。

イ 負担金

各種団体負担金については、前年度予算額を安易に要求することなく、加入目的や活動効果を検証し、形式的なものについては脱会を含め縮小を図ること。

また、会議研修負担金、国・県建設事業負担金を除く負担金、交付金を要求する際には、様式 4「市単独負担金・交付金明細書」を提出すること。

ウ 補助金・交付金

(ア) 補助金については、予算編成方針の通知にもあるように、「補助金ガイドライン」の内容を熟読し、「補助金評価シート」により公益上の適切性、補助金の必要性、事業効果等について検証し、廃止や縮減を検討すること。

(イ) 新たな補助金要求は、既定の補助金の整理、要綱の設置を図るほか、終期（3 年以内）を設定すること。

(ウ) 市単独補助金については、一般経費と同様に節減に努め、住民福祉の向上に寄与する真に必要な事業に限定すること。

また、運営費補助金については、団体が実施している公益的な事業への補助を行う、事業費補助金への転換を図るよう検討すること。

(エ) 今後の予算編成過程において著しく財源不足が生じる時には、補助金にシーリングをかける場合もある。

(オ) 市単独事業費補助金、市単独運営費補助金については、担当課長に対する財政経営部長ヒアリングを別途実施する。

(5) 投資的経費

後年度の財政負担を十分検討し、経費を徹底的に精査した上で見積るとともに、あらゆる特定財源の活用を模索すること。

また、説明や査定に当たって内容が十分に把握されるように、事業計画書、箇所図、設計図書等参考資料を添付すること。

(6) その他

ア スマートウエルネス関連事業

スマートウエルネス関連経費を要求する場合は、「SW関連」と要求書に明記すること。

イ ガーデンシティ関連事業

ガーデンシティ関連経費を要求する場合は、「GC関連」と要求書に明記すること。

ウ 車両の要求

車両については、原則として使用年数が8年を超えたもの、又は走行距離 10 万 km 以上のものを買替えの要求基準とするが、まだ使用できる車両は継続使用すること。

なお、特殊車両を含め車両を要求する場合には事前に財政課と協議し、その指示に従うこと。

また、別途様式8「自動車購入要求書」を提出すること。

#### 4 債務負担行為

債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであり、常に歳出予算等との関連において検討されるべきものであることを再認識し、安易に扱うことなく、内容を十分精査の上、様式5「債務負担行為予算要求書」により要求すること。

#### 5 事務的・事項

- (1) 経常的な一般行政経費については、枠配分を行わないこととするが、予算編成方針の通知にもあるように、令和元年度当初予算額を限度として要求すること。
- (2) 予算要求の予定単価表は、別紙のとおりとする。
- (3) 要求に当たっては、「予算要求書記載例」に従うこと。

#### 6 要求期限等

- (1) 予算要求書入力期限

令和元年11月6日（水）午後5時

- (2) 市単独補助金財政経営部長ヒアリング（市役所本館 西館会議室）

令和元年11月12日（火）～13日（水）（時間等については後日通知します）

- (3) 財政課担当ヒアリング（市役所本館 第2会議室）

令和元年11月12日（火）～19日（火）

- (4) 予算要求書提出期限

令和元年11月26日（火）

- (5) 査定（会場）

ア 副市長・財政経営部長査定

令和元年12月11日（水）、12日（木）

※今回は、財政課が各課の内容を説明し、査定を受ける予定です。

※副市長・財政経営部長査定結果内示を令和元年12月18日（水）に予定

イ 市長査定（市役所本館 第1会議室）

令和元年12月25日（水）、26（木）、令和2年1月7日（火）～10日（金）

※10日は保留事項

#### ◎参考

令和2年度に予定される主要な事業（総合計画実施計画より）

##### 【総務】

第5次総合計画策定事業、女性リーダー育成事業、庁舎整備事業、  
財務会計システム更新事業 など

##### 【福祉】

療育支援相談事業、老人福祉推進事業、相談支援事業、在宅支援事業、  
高齢者バス利用助成事業、敬老大会事業、介護予防支援事業、  
避難行動要支援者避難支援推進事業、障害者施策推進事業 など

### 【子育て】

子ども医療費支給事業、地域子育て支援センター事業、特別保育委託事業、子育て支援センター事業、幼稚園特別支援教育サポート事業、不妊・不育症治療費補助事業、お産センター事業、子ども・子育て支援推進事業、放課後児童クラブ整備事業 など

### 【健康】

スマートウエルネスみしま推進事業、健康診査事業、感染症予防事業、三島市立保健センター整備事業 など

### 【衛生】

一般廃棄物収集運搬業務委託事業、清掃センター施設補修事業、衛生プラント整備事業 など

### 【商工】

企業立地事業費補助事業、旧久保町簡易水道施設周辺修景整備事業、がんばる中小企業応援事業、楽寿園再編対策事業、樂寿園行事・イベント実施事業、清住・水の苑緑地回遊歩道整備事業 など

### 【農業】

県営土地改良事業、農業・観光・環境水利施設整備事業 など

### 【都市基盤】

ガーデンシティみしま推進事業、三島駅南口東街区再開発事業、下土狩文教線建設事業、谷田幸原線建設事業、三島駅北口線建設事業、錦田大場線道路改良事業、西間門新谷線建設事業、文教町幸原線道路改良事業、公営住宅整備事業(南二日町住宅)、三島ぐらし住宅支援事業、地域公共交通網形成計画推進事業、三島駅南口東街区無電柱化事業 など

### 【救急・防災】

急傾斜地崩壊防止事業、消防施設整備事業、消防ポンプ自動車等更新事業、無線通信広報事業、耐震性貯水槽建設事業、防災拠点備品整備事業、災害時地域連携汚物処理事業 など

### 【教育】

各小中学校トイレ補修整備事業、各小中学校校舎棟及び屋内運動場屋上防水整備事業、各小学校受水槽更新整備事業、小学校非構造部材耐震化事業 など

### 【文化】

市民文化会館施設整備事業、史跡山中城跡再整備事業、公民館補修整備事業、生涯学習センター地下駐車場跡利活用事業 など

### 【スポーツ】

体育施設整備事業、総合運動公園整備事業 など

**会計年度在用職員の給与及び費用弁償**

1 フルタイム会計年度在用職員（2節給料、3節手当）

- ・給料（行政職給料表を適用する）
- ・地域手当
- ・通勤手当
- ・特殊勤務手当
- ・時間外勤務手当等
- ・期末手当（任期が6月以上で1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上の者）
- 2 パートタイム会計年度在用職員（1前報酬、3節期末手当、9節費用弁償）
- ・基本報酬（行政職給料表の給料月額に基づき勤務時間に応じて算出する）
- ・上記手当に相当する報酬
- ・期末手当（任期が6月以上で1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上の者）
- ・費用弁償（通勤手当相当分）

**※会計年度在用職員に関する詳細な内容は、別で資料を提示させていただきます。**

**社会保険料月額表** (標準報酬月額×299.0/1000×1/2=事業主負担金)

標準報酬月額	報酬月額	事業主負担金
88,000	83,000 円以上	93,000 円未満 13,156
98,000	93,000 円以上	101,000 円未満 14,651
104,000	101,000 円以上	107,000 円未満 15,548
110,000	107,000 円以上	114,000 円未満 16,445
118,000	114,000 円以上	122,000 円未満 17,641
126,000	122,000 円以上	130,000 円未満 18,837
134,000	130,000 円以上	138,000 円未満 20,033
142,000	138,000 円以上	146,000 円未満 21,229
150,000	146,000 円以上	155,000 円未満 22,425
160,000	155,000 円以上	165,000 円未満 23,920
170,000	165,000 円以上	175,000 円未満 25,415
180,000	175,000 円以上	185,000 円未満 26,910
190,000	185,000 円以上	195,000 円未満 28,405
200,000	195,000 円以上	210,000 円未満 29,900
220,000	210,000 円以上	230,000 円未満 32,890
240,000	230,000 円以上	250,000 円未満 35,880
260,000	250,000 円以上	270,000 円未満 38,870
280,000	270,000 円以上	290,000 円未満 41,860
300,000	290,000 円以上	310,000 円未満 44,850
320,000	310,000 円以上	330,000 円未満 47,840
340,000	330,000 円以上	350,000 円未満 50,830
360,000	350,000 円以上	370,000 円未満 53,820

※ご不明な点は、人事課へご連絡ください。

◎ 標準報酬月額は、報酬月額×(年用月数+期末手当年額)×299.0/1000×1/2

※パートタイムの報酬月額  
=月額(地域手当相当報酬) + 費用弁償(通勤手当相当分) + (月平均時間外勤務手当)

(1) 社会保険 (1) 勤務時間が週29時間以上かつ任用期間が2ヶ月を超える者

(2) 上記に該当しない短時間勤務の職員で以下の要件を全て満たす者

(勤務時間が週20時間以上、賃月薪額が8.8万円以上、雇用期間が1年以上見込まれること)

社会保険料事業主負担金

二 (標準報酬月額×(年用月数+期末手当年額)×299.0/1000×1/2

※パートタイムの報酬月額  
=月額(地域手当相当報酬) + 費用弁償(通勤手当相当分) + (月平均時間外勤務手当)

(2) 雇用保険 勤務時間が週20時間以上かつ任用期間が31日以上である者

雇用保険料 = (給料又は報酬、通勤手当及び期末手当を含む給与等の年額) ×9/1000

※65歳以上の職員の保険料について、令和元年度までは免除となつておりましたが、

令和2年度から徴収となり、事業主負担も生じます。

(3) 労災保険 所属や任用形態・期間に問わらず、勤務場所が市役所本館・中央町別館・

大町別館以外の者

労災保険料 = (給料又は報酬、通勤手当及び期末手当を含む給与等の年額) ×労災保険料率

労災保険料率表

所属 勞災保険料率 備考

産業物対策課 13.0/1000 清掃センターに勤務する者

水ど緑の課 13.0/1000 育苗センターに勤務する者

上記以外 3.96/1000 外部施設に勤務する者

## 9節 旅 費 (消費税含む)

旅費の予算計上額については次の基準による。

(予算計上については、用務・目的地等を検討し、最小限度の要求をすること。  
なお、条例で定められた委員以外の費用弁償の旅費については原則として副市長・教育長  
に準じた扱いとする。ただし、会計年度任用職員は、課長補佐級以下の扱いとする。

### (1) 日額旅費(公用車使用用)

旅行先	日数	区分	支給額(円)	備考
沼津市・裾野市・長泉町・清水町・函南町・伊豆の国市			日額旅費(円)	
日当の支給なし				

### (2) 市外旅費

#### ① 県内旅費

旅行先	日数	区分	支給額(円)	備考
静岡市	1日	課長級以上	5,260	静岡庁舎所在地まで
静岡市清水区	1日	補佐級以下	5,060	清水庁舎所在地まで
浜松市	1日	課長級以上	12,280	本庁所在地まで
富士市	1日	補佐級以下	11,880	
伊東市	1日	課長級以上	2,860	市役所所在地まで
下田市	1日	補佐級以下	2,660	※
伊東市	1日	課長級以上	2,880	市役所所在地まで
下田市	1日	補佐級以下	2,680	※
伊東市	1日	課長級以上	7,080	市役所所在地まで
下田市	1日	補佐級以下	6,680	

\*在勤地から50Km以内の地域は半日当となる。

#### ② 県外旅費

旅行先	日数	区分	支給額(円)	備考
東京	1日	課長級以上	10,740	
//	2日	課長級以上	21,480	
横浜	1日	課長級以上	20,680	
名古屋	1日	課長級以上	10,080	横浜市役所等
//	1泊2日	補佐級以下	9,680	中心城市街地まで
米原	1泊2日	補佐級以下	19,880	※
京都	1泊2日	課長級以上	19,480	
大阪	1泊2日	補佐級以下	35,580	
京都	1泊2日	補佐級以下	33,580	※
大阪	1泊2日	課長級以上	39,560	※
京都	1泊2日	補佐級以下	37,560	
京都	1泊2日	課長級以上	41,320	※
京都	1泊2日	補佐級以下	39,320	
大阪	1泊2日	課長級以上	43,300	※
大阪	1泊2日	補佐級以下	41,300	

※…………JR繁忙期料金適用額

## 11節 需用費(消費税込)

## (1) 被服費

品名	種別	予定単価(円)	備考
夏上着 冬上着	夏上着(長袖) 冬上着(長袖)	3,100 4,000	
夏ズボン 冬ズボン	(半袖) 冬ズボン	3,000 3,100	
防寒ジャンバー 防寒コート	5,900 6,200		
雨合羽	富士ビニール工業 レインコート-710	4,200	

## (2) 消耗器材

品名	種別	予定単価(円)	備考
消火器(詰替え) EPカートリッジ (NEC MultiWriter8450NW用)	10型(3.0kg) PR-L8500-65	5,500 20,900	
SGカートリッジ シアン SGカートリッジ マゼンタ SGカートリッジ イエロー	RICOH GC41CH RICOH GC41MH RICOH GC41YH	4,400 4,400 4,400	
SGカートリッジ ブラック SG純インクボックス 個別フォルダー	RICOH GC41KH RICOH IC41 515819 加圧JN-A4 IFNS/N(50枚)	5,000 1,200 3,500	
文書保存箱 フラッシュトッカ 上質紙A3(中性紙) 上質紙A4(中性紙) 上質紙A3(中性紙) 上質紙A4(中性紙) 上質紙A3(中性紙) 上質紙A3(中性紙) 上質紙A3(中性紙) 上質紙A4(中性紙) 上質紙A3(中性紙) 上質紙A4(中性紙) 上質紙A3(中性紙)	-DN-241NN 10枚入 日本製紙55K 1×1,000枚 日本製紙55K 1×1,000枚 日本製紙70K 1×1,000枚 日本製紙70K 1×1,000枚 日本製紙90K 1×1,000枚 日本製紙90K 1×1,000枚 日本製紙135K 1×1,000枚 再生PPC用紙B4(中性紙) 再生PPC用紙B5(中性紙) 再生PPC用紙A3(中性紙) 再生PPC用紙A4(中性紙) 再生PPC用紙A4(中性紙)	3,600 1,782 902 2,178 1,089 2,783 1,430 4,070 572 286 748 374 660	

## 12節 役務費(消費税込)

## (3) 燃料費

品名	種別	別	予定単価(円)	備考
白灯油	(店頭渡し) (18㍑缶)	1㍑当たり 1㍑	93 (200㍑未満)	101
△重油	(ドラム缶) (ローリー)	1㍑ 1㍑	(200㍑以上) (1000㍑未満)	97 91
ガソリン	(ドラム缶) (ローリー) (ハイオク無鉛)	1㍑当たり 1㍑ 1㍑	(200㍑以上) (1000㍑未満)	91 89
軽油	(配達) (配達)	1㍑当たり 1㍑	(200㍑未満) (200㍑以上)	159 148
混合ガソリン			100㍑未満)	156
オイル	ガソリン車用 5W-30・ディーゼル車用 DPF仕様車	25:1又は20:1		770
		1㍑当たり 1㍑	(200㍑未満) (200㍑以上)	132 128
		1㍑当たり 1㍑	(200㍑未満) (200㍑以上)	187
		1㍑当たり 1㍑	(2000㍑未満)	1,100

## 12節 役務費(消費税込)

品名		種別	予定単価(円)	備考
単独浄化槽清掃	1m <sup>3</sup> 当たり	18,700		
単独浄化槽維持管理 (バッキ式)	5~20人槽(年額) 21~50人槽(年額) 51~100人槽(年額) 101~200人槽(年額) 201~(年額)	15,400 17,600 19,800 25,300 36,300		
単独浄化槽維持管理 (腐敗式)	5~20人槽(年額) 21~50人槽(年額) 51~100人槽(年額) 101~200人槽(年額) 201~(年額)	11,000 13,200 15,400 19,800 30,800		
合併浄化槽汚泥引抜	1m <sup>3</sup> 当たり	14,300		
小型合併浄化槽維持管理	5~10人槽(年額) 11~20人槽(年額) 21~50人槽(年額) 51~100人槽(月額) 101~200人槽(月額) 201~(月額)	15,400 18,700 22,000 19,800 33,000 37,400		
合併浄化槽維持管理 (接触)バッキ式)	501~(月額)	46,200		
合併浄化槽維持管理 (長時間)バッキ式)	51~100人槽(月額) 101~200人槽(月額) 201~500人槽(月額) 501~(月額)	24,200 35,200 41,800 55,000		
浄化槽法定検査 (11条)	~10人槽 11~20人槽 21~50人槽 51~100人槽 101~300人槽 301~	5,800 6,500 9,500 13,000 15,000 17,000	非課税 非課税 非課税 非課税 非課税 非課税	
貯水槽清掃				
貯水槽法定検査			別途 管財課から通知	
設備点検				
ピアノ調律	1台当たり	7,700 11,000		

## 16節 原材料費(消費税込)

品名		種別	予定単価(円)	備考
砂	2t車	1m <sup>3</sup> 当たり	7,700	
砂利	4t車 2t車 4t車 10t車	// // // //	7,700 7,500 7,700 7,500	
土	4t車	//	4,500	
山砂 (グランド用)	10t車 4t車 10t車	// // //	4,300 6,600 6,200	
生コン	大型車 4t車 大型車	2m以上 2m以上 2m未満	18,300 18,8~25-N 18,8~25-N	
	4t車	2m未満	21,600	
	4t車	2m未満	21,600	
	4t車	2m未満	24,900	

三島市基準単価 報償金

区分				単位	単価		
講師謝金	県内講師	講義・講座	大学教授・准教授・医師・弁護士クラス	1時間	8,000円以内		
			高校教諭・自治体職員・その他民間講師	1時間	4,000円以内		
		講演	大学教授・准教授・医師・弁護士クラス	1回	50,000円以内		
	県外講師	講義・講座	大学教授・准教授・医師・弁護士クラス	半日	80,000円以内		
				1日	100,000円以内		
		講演	大学教授・准教授・医師・弁護士・高校教諭・自治体職員・その他民間講師等	半日	50,000円以内		
				1日	70,000円以内		
	原則として旅費相当額含む。半日(4時間未満) 1日(4時間以上)						
条例に基づく委員会の委員報酬		「三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」別表の定めによる					
懇話会等・協議会の謝金		「三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」別表に準ずる					
予防接種	の謝礼金	医師・看護師		医師会との協議による			
健康診断							
託児開設時の保育謝金 (一般社団法人ママとねを利用する場合)	保育スタッフ1名につき			1時間	1,000円以内		
	※別途管理費、保険料、駐車場代等必要。財政課と協議の上要求すること						
手話通訳者謝金 要約筆記者謝金	手話通訳者1名につき			1時間	3,180円		
	要約筆記者1名につき			1時間	2,080円		
	※別途旅費支給（公共交通機関は実費分、自家用車は37円／Km）						
上記の額にすることで目的を阻害する場合（報償費の額が全国的に統一されている等）は財政課と協議の上、例外的に上記以外の額とする。（担当者ヒアリング時に説明をお願いします）手数料として支出する場合も上記単価を基準とする。 上記区分に該当しない報償金は、過去の実績額にて要求すること。							